

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和8年6月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和8年3月21日（土）午前9時30分頃、周南市臨海町の周南市リサイクルプラザ敷地内において、環境生活部リサイクル推進課会計年度任用職員が、施設利用者の車両後部から搬入物を荷下ろしする際、当該搬入物が相手方車両に接触し、相手方車両の一部が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥17,776-

2 専決処分の年月日

令和8年5月7日